

自衛隊法施行令及び防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 自衛隊法施行令の一部改正

一 航空自衛隊の航空混成団の編成を改めること。(第二十八条の十七関係)

二 陸上自衛隊与那国駐屯地を新設し、その名称及び位置を定めること。(別表第七関係)

第二 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正

新設される陸上自衛隊与那国駐屯地を特地方官署とすること。(別表第六関係)

第三 施行期日

この政令は、平成二十八年三月二十八日から施行すること。ただし、第一の一の改正規定は平成二十八

年一月三十一日から施行すること。(附則関係)